

はじめに



我が国における急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の中、国においては、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や量的な拡大、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

本市では、平成 17 年度から推進してきた「あら' お親子わくわくプラン」を踏まえながら、「子ども・子育て支援新制度」に対応した新たな計画として、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」を策定し、公立保育所（園）の民営化及び定員拡充、地域型保育事業所や放課後児童クラブの新設、保育士家賃補助事業の開始などの待機児童対策をはじめ、利用者支援事業や一時預かり事業（一般型）を開始するなど、子どもの健やかな成長と、子育てをする方の悩みや不安の軽減を目指した施策を推進してまいりました。

この度、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」が最終年度を迎えることから、引き続き計画的に各種施策を推進するため、「第 2 期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画とも連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進することで、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見及びご提言をいただきました荒尾市子ども・子育て会議委員の皆様並びにアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に当たりましても引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

荒尾市長 浅田 敏彦

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 荒尾市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
1 人口等の推移.....	4
2 就労環境.....	12
3 保育・教育の現状.....	16
4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ.....	20
第3章 荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）の評価.....	28
1 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について.....	28
2 地域子ども・子育て支援事業について.....	30
3 子ども・子育ての課題.....	37
第4章 計画の基本的な考え方.....	39
1 計画の基本理念.....	39
2 計画の基本目標と主な取組.....	40
第5章 計画の内容.....	43
1 法定事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	43
I 教育・保育提供区域の設定.....	43
II 教育・保育事業.....	44
III 地域子ども・子育て支援事業.....	48
2 教育・保育提供体制の充実.....	62
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	65
4 産後の休業及び育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保.....	67
5 妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実.....	68
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実並びに県の施策との連携.....	73
7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた県の施策との連携.....	78
8 児童虐待防止対策の充実（子どもの虐待防止対策方針）.....	79
9 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）.....	85
第6章 計画実現のために.....	93
1 計画の推進体制.....	93
2 進捗状況の点検と評価・公表.....	95
資料編.....	96
1 荒尾市の子ども・子育て関連施設・事業所一覧.....	96
2 荒尾市子ども・子育て会議.....	98